

令和6年度第4回さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和6年9月30日（月） 13時15分～16時20分

2 会 場 本庁舎2階 特別会議室

3 出席者 （委 員） 水谷委員長、高重委員、宮本委員、酒井委員、山崎委員、
吉田委員、西淵委員
（所管課） 高齢福祉課、福祉総務課
（事務局） 福祉総務課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	募集方法	指定期間	指定管理者案
年輪荘	1	公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	社会福祉法人埼玉県共済会
健康福祉センター西楽園及び 宝来グラウンド・ゴルフ場	2	公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	さいたまウェルネススポーツJ V
浦和ふれあい館	1	公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	公益社団法人さいたま市 シルバー人材センター
大宮ふれあい福祉センター	1	公募	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日	社会福祉法人さいたま市 社会福祉事業団
老人福祉センター和楽荘 外6施設	7	公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	社会福祉法人さいたま市 社会福祉事業団

6 議事要旨

施設の指定管理者候補者案選定に当たり、令和6年7月から8月まで指定管理候補者の公募受付を行った結果、各募集区分とも1団体から応募があった。提出された事業計画書等に基づき、申請団体によるプレゼンテーション及び各委員からの質疑を行った後、各施設の指定管理者候補者案を選定した。

区分1：年輪荘（所管課：高齢福祉課）

【質疑等】

Q 財務計画について、年度ごとの事業収入は変わらないが、指定管理料が少しずつ増加しているが、積算の考え方を伺いたい。また、仮に予算が不足した場合の対応策等があるか。

れば教えていただきたい。

A 指定管理料が右肩上がりとなっているのは、今後の人件費の値上がりや物価の高騰を想定しているためである。予算が不足した場合は、積立金の充当や本部からの繰入金の繰入れが想定される。

Q 高齢者が増加し、要介護の方も増えている中で、平均利用者数が、定員49人に対して43.7人となっており、目標の45人に達しないことについて、見解を伺いたい。

A かつては生活保護を受けている方が養護老人ホームに入所する傾向があったが、最近ではサービス付き高齢者住宅に入所する状況にあり、人数の確保ができていない。養護老人ホームがどういう施設かというところを市の所管課とともにアピールしながら利用者確保に努めていきたいと考えている。

Q 市外の利用者は現在何人くらいいるのか。

A 市外の利用者は計3名となっている。

区分2：健康福祉センター西楽園及び宝来グラウンド・ゴルフ場（所管課：高齢福祉課）

【質疑等】

Q 次期指定管理期間から西楽園と宝来グラウンド・ゴルフ場の運営を同時に行うことになるが、この2施設をどのようにつなげて、地域の活性化を目指すのか。

A 運営面でコストメリットなどが発生すると考える。また、市民の方向けのイベントや交流事業について、例えば西楽園の子どもを対象とした水泳教室に参加された家族に向けて、宝来グラウンド・ゴルフ場のイベントに関する告知をすることができる。また、宝来グラウンド・ゴルフ場を家族で訪れている方に、西楽園の水泳教室を告知することができる。市民の皆様が両方楽しんでいただけるような運営を行いたいと考えている。

Q レジオネラ菌の発生など、お風呂に係る危機管理が必要になると思う。また、当該施設は防災のハザードマップで浸水地域に指定されているところに立地しているが、急に大雨が降った際の利用者の安全確保・具体的な避難方法についてどのように考えているか。

A 年に避難訓練を2回実施するが、施設利用者にも参加していただき、緊急時に対処できるような体制を整えたいと考えている。また、日頃から施設職員全員がハザードマップを確認した上で、近隣の避難場所や高台の避難場所などを把握し、避難経路の確認を行う。

Q インクルーシブ施設を目指すということで、様々な方と関わることになると思うが、具体的にどのようなマネジメントを考えているのか。

A 公共施設であるため、地域の方々の力が必要になると考えている。定期的に利用している団体等については、定期的に意見を聴取できる場を設け、そこで出た意見を可能な限り取り入れていく。新規の利用者については、QRコードから読み込めるアンケートを設置し、意見を吸い上げ、体制を整えたいと思っている。

Q 障害のある人が利用する際に、建物の設備面で準備や対応はできているのか。

A 施設内はスロープやエレベーターなど、車椅子の方でも問題なく利用できる状態とな

っている。更衣室については、通常のもののみ設置されているが、プール利用等の際にはスタッフが常駐している監視室や事務所の方で着替えをしていただき、そこから現地まで誘導する形で対応を行っている。

Q 水泳授業の提案があったが、場を貸すだけなのか、指導もあわせて行うのか。

A 代表団体が実施している例では、施設と指導員を一緒に委託し、指導を担当する形が多い。

Q コンソーシアムを組んで施設を運営することのデメリットとして、例えば万が一何かトラブルが発生した際に、責任の転嫁が起こるのではないかとと思われるが、その点についてどう考えるか。

A 責任の所在については、大きな懸念であると感じている。代表団体及び構成団体ともに当該施設以外で、他の団体や企業とコンソーシアムを組成して施設管理を行っており、ノウハウは十分に蓄積されていると考える。選定いただいた際には、両方で協定書を必ず締結し、その中で責任の分担表を記載し、責任の所在が明確になったうえで管理にあたっていきたいと考えている。

Q 西楽園の夜の混雑状況として、平日も土日も同じように比較的空いていることが示されているが、施設の世代別利用割合はどうなっているのか。また、夜の時間帯には具体的にどのような世代が多いのか。

A 年齢の割合については、ご高齢の方が9割以上を占めている。この割合は平日や土日祝日問わず同じような状況になっている。夜の時間帯については、年齢層は少し若くなり、お仕事をされている世代の方々、50代から60代までの方々がメインとなる。

Q 1人当たりの平均滞在時間はどれくらいか。

A 2時間程度である。プールやトレーニングを1時間程度行った後、お風呂に入って少し休んで帰られる方がほとんどなので、2時間程度になる。

Q 食事がとれる場所はあるのか。

A 2階にある大広間で、持参したものや施設で販売している商品を飲食できるようになっている。

Q 今回「インクルーシブ」という用語を用いているが、以前からお使いになっているのか。

A 西楽園の運営に当たっての事業計画書で、「インクルーシブ」という用語を用いたのはおそらく今回が初めてかと思われるが、施設の管理運営に当たって、誰でも使えるようにするということは公共施設として当然の考え方だと思っているため、運営の根幹にはあったと認識している。

Q 本事業計画書でいう「インクルーシブ施設」とはどのような意味合いが想定されるのか。

A 「インクルーシブ」という言葉について、今回のテーマにある多世代の皆様に使っていただけるという意味や、障害のある方も含めたより広く多くの方がこの施設について知り、使いやすいという意識を持っていただきたいという思いなどが込められている。

区分3：浦和ふれあい館（所管課：福祉総務課）

【質疑等】

Q 収支予算書の収入の中に、利用料2,500円×12月とあるが、2,500円は貸室の利用料金を指しているのか。非常に安く積算されていないか。

A 貸室の利用料金を指している。障害者等への減免があるため、安く積算している。

Q 独自の講習会として料理講習会や書道講習会を開催しているが、利用者からのニーズとして、他に講習会を希望する声があるか。

A 料理講習会と書道講習会以外のものについて、今のところ具体的な講習会を希望する声はあがっていないが、ご意見箱や講習会などを通じて、ニーズの把握に努めていきたいと考えている。

区分4：大宮ふれあい福祉センター（所管課：福祉総務課）

【質疑等】

Q 資料中に、基本的には施設来館にて利用申請をすると記載があり、その他電話やFAXでの予約も受け付けていると書いてあるが、これは予約と仮予約で分けているということか。

A 利用予約の窓口対応以外の方法について、電話やFAXで行える予約というのは仮予約のことを指したものである。施設の利用に関して、市の指定する様式でもって利用申請を行い、事前に料金を納付いただいて利用する施設であるため、原則として利用前に1度窓口にお越しいただくことになっているが、当日の料金支払いを可能とする形にさせておいており、電話やFAX等で仮押さえをして、当日までに直接窓口で申請していただく。なお、今後、インターネットを利用した申請ができるように準備を進めているところである。

Q 利用者がホームページ上で予約状況を調べられるようなものはあるのか。

A インターネット上での閲覧や空き情報を確認できるシステムは用意しておらず、施設の廊下にて3ヶ月分の空き状況を示した紙を掲示している。なるべく早い段階でのインターネットでの空き情報検索を導入できるよう調整を進めているところである。

Q 稼働率はどのくらいであったか。

A 現在は中規模修繕中のため施設運営は行っていないが、直近の令和5年4月から12月の期間では、利用者の総数が2万4,755人であり、利用申請をいただいた件数としては2,221件であった。月にならすと、平均247件、利用人数は2,751人であった。

区分5：老人福祉センター和楽荘 外6施設（所管課：高齢福祉課）

【質疑等】

Q これらの施設では送迎を行っているのか。昨年にはさいたま市内で痛ましい事故が起こっており、対策として何か講じていることはあるか。

A 送迎を行っている施設は槻寿園、寿楽荘、東楽園である。痛ましい事故があったということで、対策として、委託先の企業にマニュアルを作っているか確認を行うとともに、施設で作成しているマニュアルを委託先に情報共有をしている。

Q 資料中に管理にかかる職員の人数・配置等の記載があるが、これは和楽荘以外の6施設も同じ人数ということで良いか。

A 管理にかかる職員の人数・配置等について、全施設共通で館長が1名、支援員の常勤が1名以上となっている。施設規模によって臨時職員の数異なる状況となっている。

Q 老人福祉センターには少し大きな部屋があり、団体利用等もあるかと思われるが、たとえば敬老会等イベントが行われる時には、施設の職員数は変動することもあるのか。

A 施設の職員数に変動はない。隣の施設から職員を呼ぶことはせず、その施設の職員で対応することができる。

Q 昨今、苦情トラブルが全国的にも問題となっていると思うが、増加傾向にあるのか。

A 最近は特に利用者の施設の使い方のマナーを指摘する苦情がとて多くなっており、職員に対応を求める投書が多い。なお、法人全体では89件の苦情があり、送迎バスの運転のマナーや利用者間の入浴時のマナーに関する苦情等であった。

Q 利用者同士のトラブルやマナーについての苦情・意見があった場合、施設としてどのような対応をしているか。

A 例えば、利用者同士でトラブルが起きた時には、職員が利用者個人ごとに別室に呼んで声掛けをして、解決に導くということがある。また、注意喚起の張り紙なども行っている。

【結果】

委員一人当たりの持ち点が200点であり、本日委員が7名出席なので、満点は1,400点となる。その60%となる840点を獲得しないと候補者として認められない。

応募のあった団体の審査結果は以下の表のとおりとなった。

区分	施設名称	施設数	応募団体	合計点数/満点
1	年輪荘	1	社会福祉法人埼玉県共済会	1014/1400 (72.4%)
2	健康福祉センター西楽園及び宝来グラウンド・ゴルフ場	2	さいたまウェルネススポーツJ.V	1065/1400 (76.1%)
3	浦和ふれあい館	1	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター	965/1400 (68.9%)
4	大宮ふれあい福祉センター	1	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	1065/1400 (76.1%)
5	老人福祉センター和楽荘 外6施設	7	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	1054/1400 (75.3%)

5 区分とも基準となる満点の 60%である 840 点を超えているため、候補者資格を満たしている。なお、応募のあった団体は、現在これらの施設を運営している団体であるため、実績評価として、各区分 35 点の加点を行い、最終合計得点は、区分 1 が 1,049 点、区分 2 が 1,100 点、区分 3 が 1,000 点、区分 4 が 1,100 点、区分 5 が 1,089 点となった。

各区分とも申請団体は 1 団体であり、提示された指定管理料は市の積算額の範囲内であった。

また、指定管理業務に係る経費、管理運営体制及び実績等を上記のとおり総合的に評価した結果、福祉局指定管理者審査選定委員会として、応募のあった社会福祉法人埼玉県共済会、さいたまウェルネススポーツ J V、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター及び社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を候補者案として選定した。

以上